

大阪市立の高等学校等の大阪府への移管に伴う 譲渡財産の取扱いの基本的な考え方について（案）

○財産は、無償で譲渡し、移管後の起債償還費については、大阪府において負担する。

○譲渡した財産は、移管した高校の用途に直接使用することを基本とする。

○譲渡した後に、移管した高校について定員割れ等により再編することが必要となった場合の取扱いは、次のとおりとする。

- ・府立高校の用途に利用することを原則とする。
- ・特別支援学校の用途に転用することが必要な場合は、転用可能とする。
- ・普通財産としての処分（売却等）については、生じた収益を府立学校の教育の充実のために充てていく場合は処分可能とする。ただし、その収益を通常の学校運営に係る経費には充てないこととする。なお、当該収益の使途については、毎年度公表するものとする。

《府立学校の教育の充実例》

- ・ニーズや教育課題に対応した、新たな高等学校や特別支援学校の開設
- ・教育の充実のために必要な設備更新や建物改修
- ・新しい時代に必要となる生徒の資質・能力の育成につながる事業 など

○再編を検討している高校（泉尾工業高校、東淀工業高校、生野工業高校）の取扱いは、次のとおりとする。

- ・閉校とすることが決定した高校が使用していた財産は、売却することを基本とし、収益を再編により新設する工業高校や、都島工業高校・工芸高校のさらなる魅力化のために使用することとする。